

報告日：

2022年3月

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	日本大学
法人代表者	理事長 加藤直人
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-5275-8110

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	②未遵守	1-1	③遵守不十分
II. 公共性の確保	②未遵守	2-1	①遵守
		2-2	③遵守不十分
III. 信頼性・ 透明性の確保	②未遵守	3-1	①遵守
		3-2	③遵守不十分
		3-3	③遵守不十分
IV. 継続性の確保	②未遵守	4-1	④未遵守
		4-2	①遵守

3. 遵守状況の確認フロー図

- 1 担当部署：担当部署毎による遵守状況の点検
- 2 中期計画検討委員会：遵守状況報告書の取りまとめ
- 3 常務理事会：遵守状況報告書の確認
- 4 理事会：遵守状況報告書の承認
- 5 ホームページ等による公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化，理解の獲得

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については，概ね達成できている。中期計画の策定者，管理者については明確にはなっていないが，策定過程において，経営面に関する計画は，理事長が示す「経営上の基本方針」に基づき，常務理事が委員長である経営戦略委員会で原案を作成し，教学に関する計画は，学長が示す「教学に関する基本方針」に基づき，副学長が委員長を務める教学戦略委員会で原案を作成している。その上で，副学長，常務理事のほか，法人本部の全部門の部長，課長等で構成される中期計画検討委員会で計画を策定し，その後の進捗状況の管理を行っている。そのため，計画毎の責任部署は明確となっている。今後は，中期計画をより良いものにするため，策定者，管理者の育成及び登用の方針等を盛り込むなど，同計画の改定を通じて，更なるガバナンス機能の向上につなげる。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。本学が育成する人材像及び学生が備えるべき能力を「日本大学教育憲章」として具体的に示し，全教職員が共通認識をもって教育研究活動にあたっている。また，全学的な自己点検・評価活動により改善サイクルを実行するとともに，全学生を対象としたニーズ，実態，自己評価等の調査を毎年実施し，経年比較による分析に基づいた教育研究活動の改善を行っている。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については、概ね達成できている。地域に根差した大学としての役割の強化を進めることを、教育研究に係る全学的な方針である「教学に関する基本方針」において示すとともに、学部等における地域社会との関係構築を全学的に支援することを中期計画において掲げている。各学部においては、公開講座の開催をはじめ教学、学生支援、就職支援、研究等において、自治体等との連携協定締結により地域貢献等の取組みを実施するなど積極的に連携を図っている。今後は更なる地域貢献に向けて、学部ごとだけではなく、全学的に地域貢献ができる体制づくりを検討する。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守，社会貢献

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。なお，次の項目は私大連コードに定める「実施項目」以外の方策等により遵守している。</p> <p>実施項目：3-1</p> <p>「①監事監査基準(監事監査規程)，監事監査計画や監査報告書を策定する。」</p> <p>監事監査基準(監事監査規程)を策定していないが，監事は私立学校法及び寄附行為に基づき監査を行っており，その実施に際しては監事監査計画を毎年度策定している。</p> <p>「②監事監査マニュアル，監事監査調書や監事監査チェックリストの策定に努める。」</p> <p>監事監査チェックリストは策定していないが，監事は監査で確認すべき事項を「監査項目」として明文化しており，その監査項目に基づき監査を行っている。</p>

遵守原則3-2 理事会による執行，監督機能の実質化，不正防止制度整備

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については，概ね達成できている。危機管理オフィス，監査室，公益通報窓口の設置だけでなく，関連諸規程の整備，顧問弁護士への相談体制の充実，監事，会計監査人及び内部監査員による三様監査体制が整備されており，それぞれの間で監査結果報告や意見交換が行われている等内部統制を確立するための体制は整備している。しかしながら，その前提となる法人としてのガバナンス体制について，改善の必要があるため，法人の体制を抜本的に見直しを図るとともに内部統制体制についても，運用面を含めた見直し，整備を進めていく予定である。</p>

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については，概ね達成できている。法令に基づき情報公開内規や広報の基本方針を定め，HP等を利用し情報公開しているほか，財務書類等については，閲覧用書類を各部科校に設置するなど対応している。大学広報については，” 広告” 中心から社会に対して本学について積極的な情報発信を中心とする” 広報” 重視への転換を図るなど広報体制を整備するとともに情報公開の内容・方法については精査を行い，社会に対する信頼性及び透明性を確保するため，より丁寧でわかりやすい情報公開を推進する。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-1 大学運営に係る諸制度の実質化, 自律的な大学運営

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>法改正や社会状況の変化へ対応しながら適切に大学運営を行うため、必要に応じて、寄附行為等をはじめ関連諸規程の整備及び運営体制の見直しを行ってきた。しかしながら、運用面において実質的に有効に機能しておらず、法人ガバナンス体制が形骸化を招いたことから、外部からの提言等を踏まえ、大学運営の基盤となる理事会及び評議員会等の管理運営体制の整備をはじめ、理事及び監事の選任方法の見直し、学内組織体制及び内部統制の仕組みの見直し等、法人ガバナンス体制の抜本的な改善に取り組んでいく。併せて役員等に対する研修会等の実施や行動規範の策定等を通じて教育機関の一員としての高い倫理観を醸成し、体制整備及び意識改革等の両面から自律的かつ継続的に健全な大学運営を行う体制を再構築していく。</p>

遵守原則 4-2 財政基盤の安定化, 経営基盤の強化

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。</p> <p>4-2-1については、本学では、財政基盤の安定化及び経営基盤の強化を図るべく、補助金、寄付金募集、資産運用に係る取組に努めている。補助金については、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等から収集した情報を該当部科校又は全部科校と共有するとともに、申請書類の取りまとめ及び指導を行い、適正な事務処理並びに円滑な事業運営を図っている。寄付金については、法人を挙げて創立130周年記念事業募金を推進するため、理事長、学長等のトップ層を同募金委員会の構成員とし、全教職員に対する寄付募集に係る意識と理解の深化を図るとともに、趣意書、ホームページ等で「教育」「医療」「スポーツ」といった寄付事業を明確に示すことで、寄付者からの共感を得られるように努めている。資産運用では、理事長を委員長とする委員会において、規程等を遵守した資産運用を継続する運用基本方針や、リスクを考慮した安全性・確実性を旨とする有効活用といった運用計画を定め、適正な運用体制を整備している。</p> <p>4-2-2については、危機管理マニュアルの整備を徹底し、同マニュアルに基づき様々な危機事象に対する未然防止の意識向上及び適切な危機対応に努めている。また、本学構成員の適切な情報管理の指針となる「日本大学情報管理宣言」等に基づく組織的対策のほか、人的、物理的、技術的なセキュリティ対策を講じる等、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のための危機管理体制を構築し適正な運用を行っている。</p>